



国民健康保険料

納めてますか？

今までは国民健康保険の財政運営は市区町村が責任主体でしたが、平成 30 年度からは都道府県に変わります。これにより、埼玉県ではほとんどの市区町村で国保

料が「値上がりする」という試算が出ています。今でさえ安くない国保料がさらに高額になると、国保料滞納者の増加が懸念されます。国保料滞納が 1 年以上続くと、「資格証明書」というものが交付され、通常の保険証は返還が求められます。そうすると医療費は全

額負担になります。国保料を納められない特別な事情があれば減額・免除を受けられる制度があります。(別記左上参照) いざという時に、「保険証が無くて病院にかかれない」という事の無いようにしておきましょう。



知っ得情報 1

国保料(税)を減額・免除できる

国保の保険者である自治体には、所得が低い、著しく減少した世帯の保険料を独自に減額・免除する制度があり、申請が必要です。
▶前年所得が生活保護基準の 1～1.5 倍以下、前年または直近 3 カ月の所得や売り上げが 30% 以上減少—の基準が多い。
▶これとは別に国の基準を満たせば、保険者が自動的に保険料を 2 割・5 割・7 割減額する法定減免があります(世帯全員の所得の申告が必要)。

知っ得情報 2

滞納があっても無条件で保険証が発行される場合がある

保険料の滞納が 1 年以上続くと保険証が取り上げられ、病院の窓口でいったん全額負担を求められる資格証明書が発行されることも。
▶自治体が無条件で保険証(短期保険証)を発行しなければならない場合とは
①18 歳以下の子ども②「特別の事情」がある場合(本人や家族の病気・けが、災害、盗難、失業、事業の休廃止・損失)など。

知っ得情報 3

医療費は減額・免除できる

国保法 44 条は、被災や廃業など「特別の理由がある被保険者で(略)一部負担金を支払うことが困難」なとき、一部負担金の減額・免除ができますと定めています。
▶一部負担金の減免に対する新基準(厚労省通知 2010 年 9 月 13 日)
①災害による死亡・障害や資産への重大な損害②干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不漁などによる収入減③事業または業務の休廃止、失業などによる著しい収入減④これらに類する事由—によって収入が「生活保護基準」以下となり、かつ預貯金が生活保護基準の 3 カ月以下である世帯で、入院治療の必要がある場合、一部負担金が減免されます。厚労省は「条例になくとも(自治体は) 44 条に基づいて申請は受け付けなければならない」としています。



全国商工新聞 2017 年 5 月 15 日号より転載

9 条こわすな・戦争させない！ 6.4 オール埼玉総行動

日時：6/4(日) 10:00 開会 (9:30 から文化行事有り)

会場：北浦和公園 (JR 北浦和駅西口すぐ)

集会後に、パレードを行ないます。毎年多くの人達が集まり、平和への思いを訴えます。ぜひご参加ください。

《予定表》

- 5/25(木) 北支部役員会 18:30～(宮原コミセン)
- 5/29(月) 財政部会 12:00～
- 6/1(木) 三役会 12:00～
- 6/4(日) オール埼玉総行動 10:00～(北浦和公園)
- 6/5(月) 共済会理事会 19:00～
- 6/6(火) 監査会 12:00～
- 6/7(水) 理事会 19:00～
- 6/12(月) 無料法律相談 13:00～(要予約)
- 6/13(火) 西支部役員会 11:30～
- 6/18(日) 民商共済会 健康診断(おおみや診療所)
- 6/19(月) 青年部会 19:00～
- 6/21(水) 理事会 19:00～
- 6/24(土) 見沼支部総会 17:00～
- 6/27(火) 婦人部総会 11:40～(大宮 木曽路)

共済会 健康診断

6 月 18 日(日) おおみや診療所
共済会員の方は 3,000 円までの実費補助が出ます

労働保険料算定の書類

まだ民商へ返送していない事業所は、大至急返送してください！